

平成27年(行ウ)第736号

もんじゅ設置許可処分取消義務付等請求事件

原告 中島哲彦ほか104名

被告 国

### 準備書面(7)

-廃炉の決定後も安全上のリスクは残存する-

平成29年3月8日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 海 渡 雄 一  
同 弁護士 河 台 弘 之  
ほか

本準備書面では、政府のもんじゅ廃炉決定を受け、政府の決定した方針の詳細を説明し、原告らが本件訴訟について、どのような方針で望むかについて、原告らの意見を述べるものである。

内容

- 第1 被告国のもんじゅ及び高速炉開発に関する方針……………2
- 1 参加人の上申書に示されたもんじゅ廃炉の方針……………2
- 2 世耕経済産業大臣の発言に示された今後の高速炉開発方針ともんじゅ……………3
- 3 国の方針はあいまいであり、もんじゅの今後もあいまいである。……………5

- 4 もんじゅ廃止措置の進め方について……………6
- 第2 廃炉作業が安全かつ確実に実施でき、「もんじゅ」が有する安全上のリスクの減少が達成されることを確認するまで、本件訴訟には訴えの利益がある。……………7
- 1 被告国は、廃炉決定後も、燃料が装荷されたままのものじゅには、安全上のリスクがあることを認めている。……………7
- 2 原子力研究開発機構に安全に廃炉を遂行する技術的能力はない……………8
- 3 機構の廃棄物監理能力の欠如を示す例……………8
- 4 もんじゅの廃炉措置が安全かつ確実に実施される体制が確立するまで、原告らには訴えの利益がある……………12

### 第1 被告国のもんじゅ及び高速炉開発に関する方針

#### 1 参加人の上申書に示されたもんじゅ廃炉の方針

参加人原子力研究開発機構は、もんじゅについて、1月17日付で、上申書を提出し、次のように述べた。

「上記の原子力関係関係会議での政府方針を踏まえ、文部科学省として、機構に対し、

- ① 廃止措置に関する基本的な計画を平成29年4月をめどに策定し、安全かつ着実に廃止措置を実施するための体制を整備するとともに、その後速やかに原子炉等規制法に基づく廃止措置計画を原子力規制委員会に申請すること、
- ② 廃止措置に関する基本的な計画の策定からおおむね5年半で燃料の炉心からの取出作業を終了することを目指すこと等の措置を確実に行うよう適切に指導・監督するとともに、主務官庁として必要な行為に取り組みでいくことが示された。」

このように、もんじゅの廃止措置をとることが決められており、原告ら

としては、燃料の取り出しが完了した時点で、本件訴訟の訴えの利益がなくなることについては、異議がない。

## 2 世耕経済産業大臣の発言に示された今後の高速炉開発方針ともんじ

ゆ

しかし、このもんじゅ廃炉決定がなされた平成28年(2016年)1月21日の原子力関係閣僚会議の際に、世耕弘成経済産業大臣は、高速炉の開発の方針は変えないとして、次のように述べていることが注目される。

・そうした観点から、この方針案の中では、まずは関係者が共有すべき4つの原則を掲げた。

- ① これまでに培った技術や人材という国内資産を徹底的に活用していくこと
- ② 国際協力も活用しながら、世界最先端の知見を吸収していくべきこと。
- ③ コスト効率性を追求していくこと。
- ④ 責任体制を確立すること、

という4つである。

・ こうした『開発4原則』に則った開発方針を具体化するため、今後10年程度の開発作業を特定する「戦略ロードマップ」を策定する。これが、最初のアクションである。その検討のために高速炉開発会議の下に実務レベルの「戦略ワーキンググループ」を設置し、2017年初頭から検討を開始し、2018年を目途に策定します。こうした検討作業を通じて、実証ステージの具体的な研究開発の内容と進め方、そして体制を固めていく。

・ その上で、当面の開発は、「プラントデザインの決定」に必要となる技術的知見の獲得に向け、開発リソースを集中投入し、国内外の機関の活用によって進めていきたい。

・ 日仏ASTRID(アストリッド)協力は重要な取組の一つ。また、国際的な期待も高い「常陽」の再稼働も進めていく必要がある。そして、「もんじゅ」で得たこれまでの知見を徹底的に活かしつつ、周辺地域を含めた場における開発活動も進めていく。

一日仏ASTRID協力は、2014年に日仏の首脳間の合意に基づき開始されたものであり、プロジェクトとして着実に進展している。日仏のお互いが得意とする分野での知見を持ち寄り、設計段階での協力を進めており、我が国としての知見獲得にもつながっている。

一 こうした場合は、我が国の優秀な人材が活躍する舞台となり、今後の人材育成や技術継承につながっていくことを期待している。

一 他方で、今後の高速炉の開発にあたっては、ASTRID協力のみに頼るということではない。米国との協力や多国間の国際的な枠組みの活用、国内施設の活用も含め、様々な研究開発の方策を検討していく。「国際協力プロジェクト」と「国内開発拠点」を組み合わせ、相乗効果を出していくことが重要だと考えている。

・ 適切な開発体制の構築は、これまでの開発の中で明らかになった最も重要な課題の一つである。様々なプロジェクトが効率的に成果を挙げていくためには、関係者が役割分担を明確にしながら、責任関係を一元化した体制を構築しなければならぬ。

・ メーカー体制については、中核企業として三菱重工業を選定し、責任や権限の集中を図ってきたが、今後は、我が国全体としての適切な開発体制を確立していきたいと考えている。

・ 高速炉開発は長期にわたるプロジェクトであり、将来を見据えた一貫性のある継続した取組が欠かせない。国内のすべての関係者が、本方針を踏

まえ、それぞれの責任を自覚して役割を果たしつつ、相互の連携を強化することによって、これからの高速炉開発を着実に進めていきたいと考えている。

3 国の方針はあいまいであり、もんじゅの今後もあいまいである。

この国の方針のもとでは、廃炉作業と並行して何らかの研究開発をもんじゅで継続するとの考え方が示されているように見受けられる（上記の組織部分）。しかし、むしろ国の開発体制は不透明度を増し、何がどう進められるのか、皆目わからなくなっているともいえる。

さらに、松野博一文科大臣は、閣僚会議の中で、

「『もんじゅ』は今後、廃止措置の手續きに入ることになるが、「もんじゅ」を含む周辺地域を、我が国の高速炉研究開発の中核的拠点の1つとして位置付ける。また、将来的には『もんじゅ』サイトを活用し、新たな試験研究炉を設置することで、『もんじゅ』周辺地域や国内外の原子力関係機関・大学等の協力も得ながら、我が国の今後の原子力研究や人材育成を支える基盤となる中核的拠点となるよう位置づけていく。」

「一般の『もんじゅ』に係る政策変更に伴い、地元には大きな影響が生じないよう、また地元が共に発展していけるよう、必要な地域振興策等に政府として取り組むこととする」とされている。

もんじゅそのものが廃止とされても、もんじゅ敷地に他の実験炉などを建設する計画が示されているのである。

さらに、実験炉「常陽」の運転を再開し、フランスの高速炉計画ASTRIDに出資するなどの政策が検討されており、一部では国内に原型炉を飛び越して実証炉を建設するなどと言う荒唐無稽な計画も報じられている。原告らの危惧する、高速炉計画の形を変えた延命と焼け太りが目論ま

れているのではないかと強く疑われる状況にある。

4 もんじゅ廃止措置の進め方について

また、松野文科大臣は、もんじゅ廃止措置の進め方について、次のように述べている。

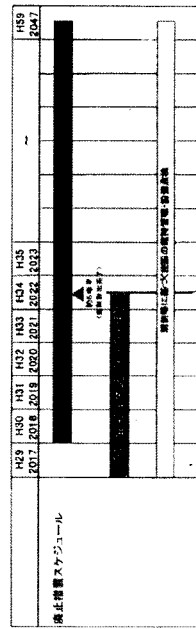
「『もんじゅ』の廃止措置にあたっては、新たな『もんじゅ』廃止措置体制を構築することとし、

- ① 政府一体となった指導・監督、
- ② 第三者による技術的評価等を受け、
- ③ 内外の英知を結集した体制を整えた上で、原子力機構が安全かつ着実に廃止措置を実施することとする。その際、原子力規制委員会の報告にある、『もんじゅ』が有する安全上のリスクの減少の早期達成に向けて取り組む。

また、現時点で想定される廃止措置工程は別紙のとおりである。使用済燃料の取り出しまでに約5年半、その後所要の準備期間を経た後、施設の廃止措置を行うことが見込まれる。」

この方針に示されている、廃炉の工程が次の図である。

別紙 「もんじゅ」廃止措置工程



(※1) 廃止措置にあたっては原子力規制委員会の適正な規制を期待し、高速炉研究に活用しつつ、(※2) 燃料の取り出しについては、安全に閉鎖に閉じ込められ、高レベル放射性廃棄物の処理に活用する。将来的には海が汚染の心配がないと見込まれる。

使用済み燃料の取り出しまで5年もかかり、すべての作業が完了するまでには、およそ30年かかると見込んでいることがわかる。もんじゅには、「使用済み燃料を貯蔵するための施設」があらかじめ設備されていた。すくなくとも、設置許可申請書には、同設備の存在が記載されている。一時に全体の燃料を取り出すことが予定されていなかったとしても、燃料の取り出しだけで、なぜ5年もの時間を要するのか、不思議である。具体的にどのような準備と、設備が必要なのかを説明されたい。

もんじゅ周辺地域において、高速炉開発を続けるとしている点、地元への経済的な影響に配慮した措置などは、破綻した高速炉開発を延命させ、核燃料サイクル政策の継続を図るものであり、もんじゅが廃炉とされた経緯に鑑みて、極めて不合理なものである。このような方針が、利害関係者だけによって決定されたことも異例であり、公正な判断とは到底いえない。

第2 廃炉作業が安全かつ確実に実施でき、「もんじゅ」が有する安全上のリスクの減少が達成されることを確認するまで、本件訴訟には訴えの利益がある。

1 被告国は、廃炉決定後も、燃料が装荷されたままのもんじゅには、安全上のリスクがあることを認めている。

廃炉が決定され、もんじゅを運転することは不可能になった。しかし、炉心には大量のプルトニウムを含有する燃料が装荷されたままである。

同日に決定された、「『もんじゅ』廃止措置方針決定後の立地自治体との関係について」によると、もんじゅの廃止措置について、次のように記載されている。

原子力機構においては、これまでの運転再開に向けた体制から、その知

見を活かしつつ、廃止措置に向けた新たな体制を構築する。今後、原子力機構において、平成29年4月を目処に基本的な計画を策定することともに、国内外の英知を結集出来るよう、外部の協力を得た新たな体制を構築し、計画的に廃止措置を実施する。あわせて、廃止措置において先端的な技術を取り入れるよう技術開発の体制・施設の充実等を図ることとする。なお、廃止措置作業の開始にあたっては、安全確保に必要な観点から、事前に福井県や敦賀市の十分な理解を得た上で、進めることとする。

また、使用済燃料は安全に炉外に取り出した上で、『もんじゅ』サイト内で管理し、高速炉研究に活用しつつ、将来的には海外を含め、再処理のために搬出することとする。更にナトリウムに関しては、安全かつ早期に対処することを大前提に、ナトリウムの取扱いに知見を有する外部の協力を得て適切に処理処分を行う。

この文書から読み取れることは、もんじゅ炉心からの燃料の取り出しそのものが、技術的には困難であり、あらたな技術開発が必要とされていることである。また、もんじゅサイト内に管理する施設がすでにあるのだからか。この点も明確ではない。さらに、将来は海外を含めて再処理するとされている。しかし、もんじゅ燃料の再処理を目的に研究開発が進められていたRETFは、とうの昔に廃止が決まっております。もんじゅのプルトニウム燃料の再処理ができて設備があるのだろうか。この点も明確に説明されたい。

## 2 原子力研究開発機構に安全に廃炉を遂行する技術的能力はない

ここで、あらためて想起しなければならないことは、原子力規制委員会、原子力研究開発機構に安全にもんじゅを運転する能力はないと断定していた事実である。政府は、このような機構に対して、中心となって廃炉

を遂行するように命じている。しかし、それは無理というものである。機構に技術的能力がないから、もんじゅは廃炉となったのである。その機構にもんじゅの廃炉の作業を基本的にゆだねることは、外部からの監督や他の機関との連携などと言ってみても、不可能を強いるものである。

### 3 機構の廃棄物監理能力の欠如を示す例

#### (1) 動燃再処理工場における爆発事故

平成9年(1997年)3月11日、機構の前身である動燃事業団の東海村再処理工場の放射性廃棄物アスファルト固化工程において、TNT火薬に換算して数十キログラム程度と推定される大規模な爆発事故が発生した。

この事故の原因は、運転条件を変更したことにあつたが、右運転条件の変更は現場サイドだけで決められ、動燃事業団の技術者の検討を經ていなかった。この事故は、動燃事業団、ひいてはその後継組織である機構に、放射性廃棄物を適確に管理する能力が欠如していることを示すものである。

#### (2) 動燃再処理工場における廃棄物管理の惨状

動燃再処理工場における廃棄物管理の惨状が、『東洋経済』2017年1月17日号に掲載された、「東海再処理施設の難題、手仕舞いまで70年」で、報告されている(甲97)。同様の報道は朝日新聞も流している(甲8)。

「2016年12月14日の原子力規制委員会定例会合で、田中俊一委員長が語気を強めた。

『これだけリスクの大きい廃棄物をきちんと処理できない組織は、原子力をやる資格はない』

田中委員長から名指して批判されたのは、日本原子力研究開発機構(以下、原子力機構)。このたびは廃炉が決まった高速増殖原型炉もんじゅの運営主体であるとともに、もう一つの中核的拠点である東海再処理施設(茨城県東海村)についても、田中委員長から『あまりにも問題が大きい』と指摘された。

田中委員長は同会合で、高レベルの放射性廃棄物を『ずっと液体のまま置く』ということに、組織としての問題がある』と施設内での保管の実態を問題視した。リスク低減目的の特例措置として認めたガラス固化処理を17年初めに再開する前に、責任者である児玉敏雄・原子力機構理事長を呼び、きちんとした対策を約束させる考えだ。

原子力機構は16年11月30日、『東海再処理施設の廃止に向けた計画』を策定し、原子力規制委に提出した。そこでは、施設の廃止措置完了までに70年の歳月がかかるとともに、当初の10年間だけでも安全対策などに2173億円の費用が必要との試算が明らかにされた。』

「東海再処理施設内では、専用の貯蔵施設に約370立方メートルの濃縮された高放射性廃液が存在している。そこに含まれる放射性物質の総量は、約4×10の18乗ベクレル(400万・兆ベクレル)。これが五つの貯槽に保管されている。」

主な成分は強いガンマ線を放つセシウム137。施設内に存在する放射性物質の総量(使用済み燃料に含まれているものを除く)のうち約3分の2が高放射性廃液中に含まれているとされる。

清水武範・原子力機構・核燃料サイクル工学研究所・再処理技術開発センター処理部長によれば、同施設内の空間放射線量は「毎時100～120シーベルト」。放射線が強く数分で確実に人を死に至らしめるため、施設の中に人が入ることはできない。」

「高放射性廃液と比べリスクが少ないものの、東海再処理施設廃止の難しさを暗示しているのが、高放射性固体廃棄物貯蔵施設のありさまだ。中

に入れないため、写真を基にした担当職員の説明によれば、深さ約8.5  
mの水中に、使用済み燃料の被覆管などが詰まった廃棄物専用の収納缶約  
400体やファイター類が雑然と沈められているという。

浄化設備は存在せず、水は濁っている。水中の放射線量は、1ミリリッ  
トル当たり10万ベクレルもあり、主要な成分はセシウム137だという。  
これらの固体廃棄物が水中に投下されたのは1977年から90年ご  
ろまで。専用の輸送容器に入れて貯蔵庫の真上まで持っていく、ワイヤを  
切断して水中に落とした。そうした、当時のその場のざっとも言えるやり  
方が行く手を阻んでいる。『当時は将来の最終処分の方を考えておらず、  
敷地内で安全に管理できていれば、という考えで実施した』と担当職員は  
説明する。

今後、収納缶を水中から取り出すための装置を開発するが、概念検討が  
終わった段階にすぎない。」

「東海再処理施設の廃止措置について、清水部長は『高度な技術開発を  
必要とする前人未到の事業だ』と説明する。」

まさに、もんじゅの設置主体である機構が設置するもうひとつの主要施  
設である東海再処理工場において、信じられないほど、ずさんな放射性廃  
棄物の管理がなされてきたことがわかる。放射性廃棄物を水の中に投げ込  
んできて、その水の放射線量が1ミリリットルあたり10万ベクレルにも  
及ぶというのである。

もんじゅ内部の廃棄物管理の状況はわからない。しかし、同じ運営主体  
が運転してきた施設である。今後、同様の深刻な問題が、次々に明らかに  
なってくる可能性もある。既存の中低レベルの放射性廃棄物の管理の状況  
を、詳細に説明するよう求める。いずれにしても、機構にももんじゅの廃炉  
措置について、責任を持って進める確実な技術的能力も覚悟もないことは  
明らかである。

4 もんじゅの廃炉措置が安全かつ確実に実施される体制が確立するま  
で、原告らには訴えの利益がある

以上のおりであり、原告らとしては、もんじゅの廃炉措置が安全か  
つ確実に実施される体制が確立し、原子力規制委員会がOKを出すまでは、  
地域住民に対する原子力事故の危険性はなくならず、本件訴訟の訴えの利  
益も継続するものと思料する。被告は、今後の廃炉措置にあたって、直  
面する技術的な課題を特定し、これを克服するための方針を、根拠を示して  
詳細に説明するべきである。

以上